

# 令和2年度第2回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（新規団体向け制度の内容について）

日 時：令和2年7月27日（月）  
午後6時～午後8時

場 所：市役所市民防災館3階防災会議室

審 査 委 員 土井委員長、大倉委員、安田委員、鴻野委員、齋藤秀委員、藤田委員、  
柴田委員、山形委員、種市委員、金ヶ崎委員、齋藤紀委員、成田委員、  
外崎委員、一條委員、川村委員

事 務 局 市民協働課 高谷課長、竹内課長補佐、中村係長、菊地主事、村上主事

## 1 新規団体向け制度の内容について

※事前に審査委員から新規団体向け制度の新設への意見等を募り、事務局からの提案と合わせて審議。

## 市民参加型まちづくり1%システム 新規団体向け制度の内容について

### ❖ 制度内容と委員の主な意見

	スタート部門	委員の主な意見
応募できる団体	(1) 構成員が3人以上であること。 (2) 主に市内を活動拠点としていること。 (3) 計画的に事業を行うことが可能であること。 (4) 過去に1%システムおよび当制度を活用したことがない。 (5) 構成員の過半数が1%システムを活用したことがない。	◆ <b>(5) を要件とすることがどうかについて</b> ・ 様々な団体に所属しているいろいろなアイデアを出している人同士が集まって、新しい企画を考えてチャレンジしようとする場合、企画の内容を重視するのであれば、(5)が妨げになるのではないかと。 ・ 経験豊富でアイデアを持っている人はアドバイザーとなって、新しく活動を始めた人を応援することで、弘前市のまちづくり・人づくりの大きな目的にかなうと思う。 ・ 補助金を活用している団体・人が限られているという意見も耳にするので、新しい事業というよりは新しい人に期待していく内容にしたほうがよいのでは。 ・ 経験や実績のある人の新しい企画を応募しやすいように、一般部門の周知において工夫した見せ方が必要。「スタート部門」は新しく市民活動に取り組む人を発掘することを重視する。 ⇒ <b>(5) を要件とすることとした。</b>  ◆ <b>組織の規則（規約・会則等）の提出を要件とすることがどうかについて</b> ・ 規則（規約・会則等）がなければ、どのような団体なのかチェックすることができないのではないかと。 ・ 実際に団体を立ち上げた経験からも、規則をつくることは非常に高いハードルだと感じる。今はひとまずチャレンジすることを優先し、活動を経て、次のステップに進むときに会則をつくるという流れでもよいと思う。 ⇒ <b>要件とはしないこととした。</b>
申請回数の上限	1団体1回まで	・ 意見なし
対象となる事業	地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業で、次の要件をすべて満たしている事業。 (1) 原則として市内で実施される事業。 (2) 住民または構成員の労力提供等がある事業。 (3) 年度内に完了する事業。	・ 意見なし
対象外となる事業	(1) 営利を目的とする事業。 (2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業。 (3) 政治、宗教または選挙活動を目的とする事業。 (4) 市の他の補助金の交付を受け、または受ける見込みである事業。 (5) 国、県およびその他の機関から補助金を受け、または受ける見込みである事業。 (6) 市との共催による事業。 (7) 法令、条例等に違反する事業。 (8) その他公序良俗に反する事業。	・ 意見なし
対象となる経費	■ 講師等謝礼 外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等 ■ 交通費 講師等への交通費、宿泊費 (市内で自家用車を利用する場合において、燃料費に代わって支給するものを含む。) ■ 消耗品費および原材料費 補助事業の実施に直接必要な消耗品費・原材料費 ■ 食糧費 補助事業の実施に直接必要な食糧費で次に掲げるもの（酒を伴わないものに限る） (1) 外部講師の食事に関する経費であって市長が適当と認めたもの (2) 外部講師及び事業参加者の飲み物（事業参加者については、作業等に伴うものに限る。）に関する経費 ■ 燃料費 作業等に必要な機材・車両等の燃料費 ■ 印刷製本費 ポスター・チラシ、資料等の印刷代・コピー代など ■ 通信運搬費 周知・連絡等に要する郵便料等 ■ 保険料 参加者等に係る保険料 ■ 使用料および賃借料 会場使用料、車両・機械等の借上料 ■ その他 審査委員会の意見を聴いて市長が適当と認めたもの ※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査します。	・ 意見なし
補助金の額	(1) 補助対象経費の90%以内の額 (2) 事業の支出総額から収入（参加費、協賛金等）を除いた額のいずれか少ない額とし、原則5万円を上限。（千円未満の端数切捨て）  ※概算払はしない。	・ 意見なし
事業の募集期間 事業の実施期間 など	■ 一般部門と同じ3回の募集期間で実施 ※初年度のみ2次募集から募集開始  ■ 実績報告 事業終了から30日以内か翌年4月15日のどちらか早いほう（様式を簡易なものに変更）	◆ <b>実績報告書の様式について</b> ・ スタート部門を活用して事業を行ったことで「今後どのような活動ができそうなのか」を、簡単な内容で構わないので記入する項目があるとよいと思う。 ⇒ <b>様式へ追加した。 ※事業報告書（案）を参照</b>
申請書類	(1) 事業申請書（かがみ） (2) 事業企画書（簡易な様式） (3) 収支予算書（ " ） (4) 申請団体概要書（ " ）	・ 意見なし

	スタート部門	委員の主な意見
申請～審査までの流れ	<p>(～申請メ切まで) 申請書の受理</p> <p>⇒ 書類調整</p> <p>⇒ 委員へ申請書類の送付</p> <p>⇒ 各課への意見照会</p> <p>⇒ 審査会の最後に各事業についてアドバイスをもらい、承認を得る</p> <p>→事務局が判断に迷う点があれば委員へ伝える</p> <p>→アドバイスは団体へ文字にして提供(交付決定時など)</p> <p>→どうしても承認しかねる流れになったら多数決とする</p>	<p>◆ 採否の決定について (委員主導 or 事務局主導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局が判断に迷った事業が応募に至らず、審査委員の目に触れないのではないかと、新しい制度が発足したときは、今までにないような事業の申請が多くなると思う。</li> <li>事務局が採否を決定した場合、理由をはっきりと述べられる事業ばかりではないと考える。委員の審査により決定したほうがスムーズではないか。</li> <li>委員の負担が増えるという見方があったとしても、委員は採否を決定する責任も含めて委嘱されている。その責任を事務局が負う必要はないのではないかと。</li> <li>シンプルな制度にしようという流れがある中で、一般部門と同様の審査を行うの必要はないと思う。事務局が判断に迷うケースについてのみ、委員が採否を決定すればよいのではないかと。また、判断に迷うような事業は、申請の中でも少数だと思う。</li> <li>申請団体と事務局が密接に話し合う機会になることは、団体のまちづくりに対する気持ちを醸成することにつながり、また、ひとを育てるという点ではすごく有益だと感じる。</li> </ul> <p>⇒ 多数決で左記のとおり決定した。</p>
審査方法	<p>書類審査(団体の審査会への出席はなし)</p> <p>※一般部門のプレゼンテーションを必須とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容に不明な点があっても、確認できないまま審査をしなければいけないのは少し不安ではある。ただ、解決策は思いつかない。</li> <li>どうしても確認したい事項については、アドバイスとして伝えるのはどうか。基本姿勢としては採択する方向に持っていきたい。</li> <li>申請される事業について、すべてが5万円を実施されるとは限らず、持ち出しがある前提で「あと5万円足りない」という事業もたくさん出てくるように期待している。</li> <li>プレゼンテーションの有無については、これまでの見直し会議でも議論されてきた内容で、申請のハードルを下げるために必要だという流れだったが、新しい制度によって救済手段ができるので、一般部門では一律プレゼンテーションを行うということだよと思う。</li> </ul>